特別支援教室が導入されるとどうなりますか?

- Q1 特別支援教室が導入されると指導を受けられる時間はどうなりますか? また、在籍校以外で指導を受けることはできますか?
- A1 これまでどおり、必要な時間数の指導を受けることができます。また、基本は在籍校で巡回指導を受けることになりますが、指導上の必要により在籍校以外で指導を受ける方が効果的な場合等は他校の特別支援教室に通って、指導を受けることも可能です。学校及び区市町村教育委員会と御相談ください。
- Q2 これまでの通級指導学級設置校が拠点校になりますか? 巡回指導教員は、週何日、巡回指導に来ますか?
- A 2 巡回指導の拠点校は、区市町村教育委員会が地域の実情を踏まえ、これまで の通級指導学級設置校に設置する場合や設置校以外の学校に新たに設置する場 合があります。また、巡回する日数は、指導する児童数や時間数等に応じて、 学校及び区市町村教育委員会が決定します。
- 03 特別支援教室になると指導内容が変わりますか?
- A3 通級指導学級で実施してきた児童の障害の状態に応じた「自立活動」や「教料の補充指導」を在籍校で受けられるようにするものであり、指導内容が変わるものではありません。在籍校で実施することで、巡回指導教員と在籍学級担任との連携が緊密になり、指導内容の充実を図ることができます。
- Q4 臨床発達心理士等の専門家の巡回があるそうですが、専門家に家庭教育の相談はできますか?

発達障害教育の充実には、保護者の理解が重要となります。

発達障害の児童一人一人の、生活上や学習上の困難さを改善するためには、特別支援教室 での特別な指導だけでなく、在籍学級や家庭と連携した継続的な指導が重要です。

このため、保護者の皆様にも特別支援教室の導入と運営について理解を深めていただき、教職員と連携して発達障害教育の充実を図っていくことが大切です。

作 成 東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課 所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

保護者の皆様へ

小学校の「情緒障害等通級指導学級」が 「特別支援教室」に変わります

平成 28 年度から特別支援教室での指導を開始します。

現在、小学校の通常の学級に在籍している発達障害(高機能自閉症、アスペルガー症候群、 注意欠陥多動性障害、学習障害等)の児童の一部は、在籍学級における授業の一部を抜けて、 他校に設置された情緒障害等通級指導学級で特別な指導を受けています。

発達障害の児童は全ての小学校に在籍していると推測されるため、在籍校で指導が受けられるように各小学校に特別支援教室を設置し、教員が巡回指導を開始します。

この特別支援教室の導入は、平成28年度以降、準備の整った区市町村から順次行います。



他校通級における主な課題

- ・他の学校での指導のため、在籍学級担任と通級指導学級の担当教員の緊密な連携が 図りにくい。
- ・他校への移動中は在籍学級での授業が受けられない。
- ・保護者の送迎が必要である。

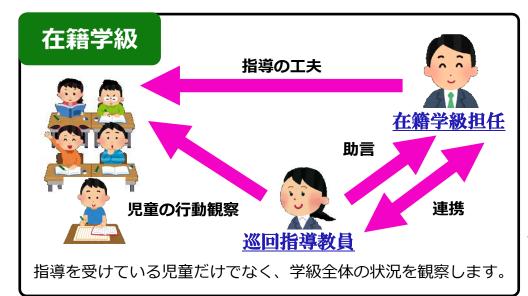


【特別支援教室導入により期待される効果】

- これまでの通級指導学級による指導を全ての小学校で実施することで、より多くの 児童が支援を受けられるようになり、在籍校での個別指導や小集団指導を通して、 児童の学力や在籍学級における集団適応能力の伸長が図られる。
- 在籍学級担任と巡回指導教員との連携が緊密になり、指導内容の充実が図られる。
- ・教職員や保護者が指導の内容を知る機会が増え、理解が図られる。

平成27年5月東京都教育委員会

各小学校における指導・支援の体制





指導対象児童は、週に1~8時間、校内に設置された 特別支援教室へ特別な指導を受けに行きます。

校内の「在籍学級」と「特別支援教室」を移動します。

巡回指導教員は、特別支援教室で指導するとともに、 在籍学級での支援も行います。



特別支援教室

巡回指導教員が拠点校から各小学校に出向き、在籍学級担任との相談の上、児童の障害の状態に応じた指導を実施します。



巡回指導教員 [注 1]

特別支援教室での指導対象児童については、保護者との 合意に基づいて、各小学校の校長が申請し、区市町村教 育委員会が決定します。

特別支援教室の導入を円滑に行うため、新規に特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行います。

新規



特別支援教室専門員(非常勤) [注2]

巡回指導教員や特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任等との連 絡調整及び個別の課題に応じた教材の作成、児童の行動観察や記録を行 います。

新規



臨床発達心理士等(巡回) [注3]

児童の行動観察を行い、障害の状態を把握し、巡回指導教員・在籍学級 担任等に指導上の配慮について助言します。

特別支援教室で行う指導とは…

通常の学級に在籍する発達障害等(高機能自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害等)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童に対し、障害の状態に応じて行う「自立活動」や「教科の補充指導」です。

学習場面で現れる 課題【例】

指導事例

高機能自閉症・アスペルガー症候群

- ◆コミュニケーションがうまく図れない。
- ◆相手の立場になって考えることが難しい。
- ◆ロールプレイ等で、適切な会話ができるよう にするための指導
- ◆物語の登場人物の気持ちを考えるなどの指導

注意欠陥多動性障害 (ADHD)

- ◆注意を集中し続けることが難しい。
- ◆授業中に席を離れてしまったり、質問が終わらないうち に出し抜けに答えてしまったり、他の人がしていること を邪魔してしまう。
- ◆必要な情報を少なくし、いくつかの情報の中から必要な ものに注目できるようにするための指導
- ◆順番に人の話を聞くなど、ルールに従って行動できるようにするための指導

学習障害 (LD)

- ◆音読が苦手である。
- ◆書くことが苦手である。
- ◆計算が苦手である。
- ◆自分に合った学習方法を習得し、その方法を取り入れて、国語や算数等の学習ができるようにするための指導

- 【注1】 これまでの通級指導学級の担当教員が「巡回指導教員」という名称に変わります。
- 【注2】 特別支援教室専門員は、特別支援教室導入校に配置します。
- 【注3】 臨床発達心理士等とは、「臨床発達心理士」、「特別支援教育士」、「学校心理士」のいずれかの資格取得者であり、特別支援教室導入校を巡回します。